

平成13年2月23日

各位

日本マスタートラスト信託銀行株式会社における資産管理業務の開始について

三菱信託銀行株式会社
日本生命保険相互会社
東洋信託銀行株式会社
明治生命保険相互会社
ドイツ銀行
日本マスタートラスト信託銀行株式会社

三菱信託銀行株式会社(取締役社長 内海暎郎)、日本生命保険相互会社(代表取締役社長 宇野郁夫)、東洋信託銀行株式会社(取締役社長 横須賀俊六)、明治生命保険相互会社(代表取締役社長 金子亮太郎)、およびドイツ銀行(取締役会スポークスマン ロルフ・E・ブロイヤー)は、三菱信託銀行と東洋信託銀行の資産管理業務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(取締役社長 豊川圭一)を通じて統合すること、ならびに三菱信託銀行、日本生命保険、東洋信託銀行の日本マスタートラスト信託銀行に対する出資比率を同率の29%とすることについて、基本合意いたしました。

1. 狙い

日本マスタートラスト信託銀行は、昨年5月9日に、三菱信託銀行、日本生命保険、東洋信託銀行、明治生命保険、およびドイツ銀行の共同出資により発足いたしました。昨年6月からはインターネットによる情報統合サービスの提供を開始しておりますが、これと同時に、主として有価証券を対象とする資産管理業務の高度化についても検討を進めてまいりました。

今般の取組みは、三菱信託銀行と東洋信託銀行が永年に亘り蓄積したノウハウを、日本マスタートラスト信託銀行を通じて融合させることで、証券決済制度改革や日本版マスタートラスト業務への対応を含め、より高度化・多様化するお客様のニーズにスピーディかつ的確に対応するとともに、効率的に業務を推進していくことが狙いです。

2. スキーム

三菱信託銀行および東洋信託銀行が受託している資産については、共同受託方式、再信託方式等の活用を検討しております。共同受託方式の場合は、お客様と三菱信託銀行もしくは東洋信託銀行との現在の信託契約に、新たに共同受託者として日本マスタートラスト信託銀行が加わることとなります。一方、再信託方式の場合は、三菱信託銀行もしくは東洋信託銀行から日本マスタートラスト信託銀行へ信託財産を再信託することとなります。

いずれの場合においても、お客様とのリレーションは、引続き三菱信託銀行、もしくは東洋信託銀行が担当してまいります。また、実際のスキーム変更にあたっては、お客様にご相談してまいります。

3. 実施時期

日本マスタートラスト信託銀行における資産管理業務は、関係当局の認可を前提に、平成14年3月を目処に開始する予定です。

なお、三菱信託銀行および東洋信託銀行は、日本マスタートラスト信託銀行で資産管理業務を開始するまで、約定主義・時価会計や日本版マスタートラスト業務への対応を含め、専業信託として永年培ったノウハウをもって、最高水準の資産管理サービスをお客様に提供してまいります。

また、生保資産管理業務につきましても、日本マスタートラスト信託銀行における資産管理業務の開始を目処に取扱いを開始する予定です。

4. 事業規模

三菱信託銀行と東洋信託銀行の受託財産(年金信託、特定金銭信託、証券投資信託等)の合計は、平成12年9月末時点で約60兆円ですが、生保資産管理業務を含め、日本マスタートラスト信託銀行における資産管理業務の開始以降、早い段階で100兆円の預かり資産残高を目指します。

5. 出資構成

今般の決定にあたり、関係当局の認可を前提に、三菱信託銀行、日本生命保険、および東洋信託銀行の出資比率を同率に変更いたします。変更後の出資比率は、三菱信託銀行、日本生命保険、および東洋信託銀行が29%、明治生命保険が10%、ドイツ銀行が3%となります。なお、資本金については、日本マスタートラスト信託銀行における資産管理業務の開始時期を目処に、500億円程度への増資を検討してまいります。

以上